

---

## II 子どもと子育てにあたたかい社会へ

---

子どもは社会の希望であり宝です。

しかしながら、本県の出生の動向をみると、平成 21 年の合計特殊出生率は 1.43 で、安定的に人口を維持できると言われている 2.07 を大きく下回っており、依然として少子化傾向が続いています。

少子化の背景や要因としては、若者の生活基盤の不安定化や子育てなどの経済的負担、仕事と子育ての両立の難しさなど社会・経済的な問題のほか、結婚や生き方に対する意識の変化、子どもを生き育てることを尊ぶ社会全体の意識の薄れなどが複雑に関係しています。

こうした状況の中において、子どもが健やかに成長できるよう、社会全体で取り組んでいく必要があります。

また、子どもを生き育てることは、人の一生にかかわる問題です。家庭を築き、安心して子どもを生き育てることができる社会を実現するためには、若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまで、それぞれのライフステージに応じた実効性のある取組が不可欠です。

今後は、市町村を始め、NPO や企業など多様な主体と連携・協働しながら地域全体で子どもと子育てを応援していくことが重要です。

県においては、保育サービスの提供を始めとした地域における子育て支援を行う市町村の取組に対して、子育て情報・支援ネットワークの構築を始めとしてしっかりと支援を行うとともに、はぐみんデーなどの県民運動による県全体の機運の醸成を図っていくことが重要です。

また、児童家庭相談の第一義的な窓口である市町村を支援しながら、高度で専門的な児童家庭相談や虐待への中心的な対応などを児童相談センターで行うほか、社会的な養護を必要とする児童の入所施設の確保などの広域的な取組を行うことが必要です。

さらに、保育士や市町村職員の研修など人材の養成に努めることも重要な役割となってきます。

## <施策体系>

### 1 若者の生活基盤の確保

就労支援を始め若者の経済的・精神的な自立を促進するとともに出会いの機会の提供などにより結婚を望む若者の支援を進め、若者の生活基盤の安定を図っていきます。

### 2 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくり、安心・安全な出産ができる医療体制の整備など、希望する人が子どもを持てる基盤づくりを推進します。

### 3 すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

乳幼児を持つ家庭、児童・生徒を持つ家庭、配慮を要する子どもを持つ家庭が、安心して子育てをできるよう切れ目ない支援を行います。

#### (1) 子育て家庭への支援の充実

自宅で子育てをしている家庭や働きながら子育てをしている家庭に対し、それぞれの実情に応じて必要な支援を充実します。

#### (2) 子どもの健やかな成長の支援

子どもの健康を守る取組を推進するとともに、心身共に成長し生きる力を身に付けることができるよう、子どもの成長に応じた支援を進めます。

#### (3) ひとり親家庭への支援

収入、住居、子どもの養育の面で困難を抱えやすいひとり親家庭に対し支援の充実を図ります。

#### (4) 児童虐待防止対策、DV対策

予防から自立、家族の再統合まで切れ目のない支援を行っていきます。

#### (5) 障害のある子どもへの支援

早い時期から適切な療育が受けられるよう相談体制の充実を図るとともに、ニーズを重視した適切な教育的支援を行い、地域で成長できるよう支援します。

### 4 地域・社会の子育て力のアップ

ボランティア等による子どもの安全を守る活動の充実や子育て支援 NPO の活動支援を推進するとともに、社会全体で子どもや子育て家庭を支える取組を強化します。

## 1. 若者の生活基盤の確保

---

### <課題と方向性>

#### 【キャリア教育の推進】

若者が社会人として経済的にも精神的にも自立し、就労や結婚・出産・子育てを積極的に捉えることが重要となっています。しかしながら、定職を持たず不安定就労を続ける「フリーター」、まったく職につかない「ニート」と呼ばれる若者の増加が問題となっており、若者には、激しい社会変化に対応していく能力、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力などが求められています。

そのため、自らの生き方をしっかりと見定め、明確な目的意識を持って日々の学業生活に取り組む姿勢や望ましい勤労観・職業観を身に付け、社会人、職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育の推進が求められています。

#### 【家族観の育成】

子どもの頃から家庭のあり方を考え、家庭生活は男女が協力して築くものであることや子どもの成長発達に果たす親の役割について理解を深めることも、将来の家族形成にとって重要なことです。公民科等において、職業生活や社会参加する男女が対等な構成員であることや、男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性などについて、指導の充実を図っていく必要があります。

#### 【就労支援】

若者の非正規雇用者の増加は、収入の格差や将来の生活展望が描けない状況を生み出し、少子化の要因の一つになっていると考えられます。このため、男女を問わず若者全般に対してより一層の職業的自立や職場定着の推進を図っていく必要があります。

#### 【結婚支援】

未婚率が上昇する一方で、平成 20 年度（2008 年度）に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」では、独身者の約 9 割がいずれ結婚する意思があると回答しており、結婚する意思はあるものの結婚していない若者が増えていることがうかがえます。

最近では、いわゆる「婚活」が社会的現象となり、結婚を希望する人が、就職活動と同様に、自らの魅力を高めたり出会いの場に参加するなど積極的に行動する風潮も見られるようになりました。こうした出会いの場の提供等について行政を始め多くの団体で実施し、地域社会全体で若者の結婚を支援していく機運を高めていく必要があります。

## ＜県の主要な取組＞

- 発達段階に応じたキャリア教育を推進するため、産業界を始め関係諸団体等の助言や協力を得るための協議の場を設けるとともに、小・中学校、高等学校、特別支援学校において県独自の「キャリア教育ノート」を作成し活用します。  
小学校高学年においては、愛知のモノづくり職人が自分の生き方や職業への考え方を子どもたちに語る機会を提供します。  
中学校においては、職場体験の事前・事後指導の充実を図り、その意義を高めます。  
高等学校においては、インターンシップを全校に拡大して実施します。  
特別支援学校においては、小学部、中学部、高等部の各発達段階に応じた、自立と社会参加に向けたキャリア教育を推進します。
- 男女が協力して家庭を築くことや子どもを育てることの重要性について、授業内容の検討や指導の充実に努めます。
- ヤング・ジョブ・あいちを活用した若者の職業的自立や職場定着の推進を図り、若者の安定雇用に努めます。また、大学生向けの面接会や合同企業説明会などの規模を拡充するとともに、大学との連携による学内合同企業説明会等を実施し、新規学卒者の就職機会の拡大を図ります。さらに、企業実習を組み合わせた訓練（「日本版デュアルシステム」訓練等）を実施し、若年未就職者の安定就労に必要な能力開発に努めます。
- ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して包括的、継続的な支援を行うため、市町村による「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進し、支援のネットワーク化を図ります。さらに、子ども・若者を支援する総合窓口の機能を担う「子ども・若者総合相談センター」の市町村による設置を促し、支援を必要とする人に対応できる体制整備を進めます。
- 市町村や民間非営利団体など多様な主体により出会いの場の提供や異性とのコミュニケーション能力の向上が図られるよう支援を行い、出会いの場を提供する活動団体数を大幅に増やします。  
また、出会いの場の提供を実施する市町村や民間非営利団体とのネットワークを構築して情報交換を行うとともに、県内の活動情報を広く県民に提供します。

## 2. 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

---

### <課題と方向性>

#### 【働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくり】

子どもを生み育てていくためには、仕事と家庭生活の調和が不可欠です。

国においては、平成 19 年（2007 年）12 月に政労使トップの合意により策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」について、平成 22 年（2010 年）6 月に、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえた新たな視点や取組を盛り込んだ「新合意」による見直しを行い、今後のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた国民的な取組の方向性を示しました。

県では、平成 19 年（2007 年）4 月に設置した経済 4 団体、労働団体、行政機関、有権者からなる「あいち子育て支援・働き方の見直し推進協議会」を、平成 22 年度（2010 年度）から「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」に発展改組し、協議会との連携のもと、仕事と生活の調和に向けた普及啓発やファミリー・フレンドリー企業の登録拡大など様々な取組を行っています。

今後も、男性の子育てへのかかわりや女性の出産・育児休業後の継続就業の支援などを推進するため、官民一体となった取組をより一層進めていくことが必要です。

#### 【安心して出産できる医療体制の確保】

現在、医療従事者の不足が深刻な問題となっていますが、中でも医師、特に産科医の不足は深刻で、医師不足のため診療制限している診療科では産婦人科が最も割合が高く、分娩を実施する医療機関数も減少しています。このため、地域で安心して子どもを生み育てることができるよう周産期医療体制の確保、充実を図る必要があります。

また、ハイリスク出産の危険度の高い妊産婦や低体重児は MFICU（母体・胎児集中治療管理室）や NICU（新生児集中治療管理室）などの専用病床においてハイリスク管理をする必要があるため、これらの専用病床を増加させるとともに、NICU の長期滞在児の後方支援病床となる重症心身障害児施設の整備を図ることが必要です。

さらに、切迫流早産や妊娠高血圧症候群などの合併症を併発するリスクのある妊産婦の受入体制の充実強化を図る必要があり、そのためには救急医療と周産期医療の連携を図ることが重要となります。

#### 【安全な妊娠・出産への支援】

女性自身が安全な妊娠・出産への意識を持ち、安心して出産に臨めることも重要です。近年、出産年齢の上昇等により健康管理が特に大切となる妊婦が増加傾向にあり、母体や胎児の健康確保を図る上での妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっています。

安全で満足できる「いいお産」について、より一層、意識啓発を実施し、ハイリス

クな妊娠・出産の可能性を減らしていくことが必要です。

## 【不妊治療への支援】

妊娠を希望しながらも不妊に悩む夫婦を対象に、県では相談や治療に関する情報提供、経済的負担の軽減等を実施しています。引き続き気軽に相談できる体制を継続するとともに、不妊治療についての情報提供や精神的・経済的負担の軽減に努めていくことが必要です。

## ＜県の主要な取組＞

- 「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」を基盤として、仕事と生活の調和に向けた働き方の見直しについて官民一体の取組を一層推進します。具体的には、企業や勤労者を始め広く県民に向けて、男性の育児休業取得促進や短時間勤務制度の導入など「仕事と生活の調和」をテーマとするキャンペーン月間を設け、ワーク・ライフ・バランスの普及活動を実施します。
- 企業に向けては、ファミリー・フレンドリー企業の登録内容をこれまでの子育て支援に加え、あらゆる世代がライフステージに応じた多様で柔軟な働き方ができる取組へと拡大するとともに、登録企業への支援策の拡充により、一層の制度の普及と登録企業の拡大を目指します。  
また、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた先進的な取組を実施する企業の事例集を作成、配布し、今後取組を進める企業へのノウハウの提供や実効性を高める活動を促進するなど、企業の取組が充実するように努めます。
- 地域医療に従事する医師のうち、特に志望者が少なく不足している周産期医療を担う医師を養成するため、医学部を有する大学に寄附講座を設置して医学部学生の教育を支援します。また、大学に指導医を配置し、卒業して間もない若手医師に対して、広く地域医療を担うために必要となる知識・技術の修得を目的とした教育の実施を促進します。
- 地域医療再生計画及び「周産期医療体制整備計画」（平成 23 年（2011 年）3 月策定）に基づき、ハイリスク分娩に対応するため、MFICU を備えた総合周産期母子医療センターについて、名古屋・尾張地区及び東三河地区における整備を推進します。
- ハイリスク新生児に対応するため、出生数 1 万人当たり 25 床程度を目標に NICU の整備を推進するとともに、NICU を退室した、病状が比較的安定している軽症の新生児を受け入れる GCU（回復治療室）及び NICU の長期滞在児に対応するための重症心身障害児施設の整備を促進します。

- 分娩数の多い尾張地区及び分娩に対応できる施設の少ない三河地区において、それぞれ地域の中核病院 1 か所に助産師を活用したバースセンターの整備を図ります。
- 東三河北部医療圏には分娩を取り扱う医療機関がなく、東三河南部医療圏においても産科医の絶対数が不足しているため、東三河地区の産科医確保に向けた調整を行うとともに、限られた産科の医療資源を有効に活用するため、豊橋市民病院内に設置した病診連携室において、各医療機関における分娩受入可能数を把握し、分娩希望者や医療機関への情報提供を行う取組を支援します。
- 市町村等と連携し、定期的な妊婦健康診査の必要性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及を推進するとともに、市町村における母子健康手帳交付時等の機会を活用し、妊娠期から出産後の子育てを視野に入れた支援の充実を図ります。
- 精神的・経済的負担の軽減を図るため、愛知県不妊専門相談センターにおいて不妊に悩む夫婦の相談を受け、不妊に関する情報提供を実施するとともに、不妊治療費の助成を行います。

### 3. すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

---

#### (1) 子育て家庭への支援の充実

##### <課題と方向性>

##### 【自宅で子どもを育てている家庭の孤立化の防止】

本県では低年齢児（0歳から2歳児）の認可保育所の利用率は約15%で、低年齢児を持つ親の約8割は自宅で子育てをしています。核家族化や都市化が進み、地域とのつながりが希薄になっている中で、身近に相談できる相手がいないなど、こうした専業主婦層の子育ての孤立感、不安感や負担感が増大しています。

平成20年度（2008年度）に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によれば、「困ったときや不安なときに相談できる人がいない人」は子育てに喜びを感じる機会が少ないことが明らかになっており、自宅で子育てを行う家庭の孤立化を防ぐことが重要となっています。

##### 【自宅で子どもを育てている家庭への支援の充実】

自宅で子育てを行う家庭に対する支援は、子育て支援センターやつどいの広場などの地域子育て支援拠点施設への来所者向けのサービスが中心でしたが、どのような支援サービスがあるのか必要な人に知られていない、支援を必要とする家庭に関する情報を関係支援施設相互で共有する体制づくりがなかなか進まないなどの課題が指摘されています。このような課題を解決し、自宅で子育てを行う家庭における保護者の孤立感、不安感、負担感を解消・軽減していくことが必要です。

##### 【保育サービスの拡充】

平成16年（2004年）から減少傾向にあった保育所の待機児童数（名古屋市・中核市を除く）は、社会経済状況の悪化などに伴い、働きながら子育てをする女性が増加傾向にあることも影響して、平成20年（2008年）から増加に転じました。このため、保育所整備による定員増などの対策を強化した結果、平成22年（2010年）は前年を下回り128人（前年比79%）となっています。また、待機率は0.2%で全国平均（1.3%）を大きく下回っていますが、低年齢児割合（待機児童のうち0～2歳の子どもの割合）が99%と、全国平均（82%）より17ポイントも高いことから、低年齢児対策を一層推進する必要があります。なお、名古屋市・中核市を含んだ平成22年の本県全体の待機児童数は、744人となっています（待機児童数等数値は、各年4月1日現在）。



## 【放課後対策の拡充】

労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童（概ね 10 歳未満）に対して、授業の終了後に児童館等を利用して遊びや生活の場を与える「放課後児童クラブ」は、この数年で大幅に増加してきていますが、保育サービスと同様に就業する女性の増加に応じて必要となる潜在需要にも対応できるよう、今後も量的拡大を図る必要があります。

また、小学校の余裕教室等を活用し、地域の方の参画を得て子どもとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う「放課後子ども教室」は、39 市町村での実施にとどまっています。このため、人材確保や実施場所の確保などの課題を抱えている市町村への支援が必要です。

## 【子ども・子育て新システム】

国においては、子どもの育ちや子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村が制度を実施し国・都道府県等が制度を重層的に支える仕組みを進め、幼保一体化を含め制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築することを目指した検討を行っています。子育て支援に関する基盤づくりには、この新システムの構築の行方を十分見定めていく必要があります。

## ＜県の主要な取組＞

- 妊婦や子育て家庭が市町村の指定する施設に登録することにより、切れ目ない情報提供が受けられ、子育て支援サービスの利用につながる「子育て情報・支援ネットワーク」が半数以上の市町村で構築されるよう支援を行います。
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所として、NPO 等と協働しながら、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスを提供する子育て支援拠点の充実が図られるよう市町村に働きかけます。
- 市町村において、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握などを行い、必要に応じて関係機関との連携を図り、継続的かつ効果的に養育支援が行えるよう、取組を支援します。
- 地域における子育てのネットワークづくりを支援する「子育てネットワーカー」を養成し、地域における子育て支援のリーダーとして活動できるよう支援するとともに、必要に応じて幼稚園や保育所、学校との連携を図ります。
- 保育所、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター、駅周辺等の利便性の高い場所などにおける児童の一時預かり事業を、市町村、子育て支援 NPO 等と連携のうえ一層促進します。

- 良好な保育環境を確保するとともに保育士の負担の軽減を図るため、低年齢児を担当する保育士の配置への支援や、産休明けや育休明けの保護者が希望する時期に子どもを保育所に入所させることができるよう、あらかじめ保育士を配置するための支援を行い、低年齢児の受入れを促進します。
- 市町村における家庭的保育（家庭的保育者（保育ママ）が、保育所等から技術的な支援を受けながら、自宅等で少人数の児童を保育）の取組を促進します。
- 病气中や回復期にある子どもを、病院・診療所、保育所等で一時的に預かる病児・病後児保育や、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育ニーズに応えるための休日保育や延長保育、特定保育が一層推進されるよう市町村を支援します。
- 現任の保育士に対する研修を実施し、保育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や障害児保育などの多様な保育ニーズに対応できるよう専門性や実践力など資質の向上を図ります。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の取組が進むよう市町村に働きかけていきます。

放課後児童クラブについては、地域の実情、待機児童の解消などを考慮しながら小学校区に1か所程度の実施となるよう市町村に働きかけます。また、指導員に対する専門的知識や技術的スキルに関する研修を行うなど指導員の資質向上を図ります。

放課後子ども教室については、実施市町村の拡大に向け、未実施市町村に働きかけます。

## (2) 子どもの健やかな成長の支援

### <課題と方向性>

#### 【子どもの健康の確保】

子どもの健やかな成長のためには、健やかな出生の基盤となる妊娠前から出産後子育てに至るまでの連続した支援が必要です。妊娠・出産・子育てを取り巻く社会環境の変化に伴い、低出生体重児の増加、子どもの基本的な生活習慣の乱れ、育児不安などの問題も明らかになっており、市町村における妊娠届出の受理・母子健康手帳の交付から乳幼児健康診査、各種健康教育、保健指導など基本的な母子保健サービスの充実が必要です。

#### 【小児医療の充実】

子どもの健康を守るためには、小児医療の提供体制の整備、充実を図ることが欠かせませんが、特に小児救急医療の充実が課題となっています。子どもの重症患者については、成人に比べて症状の把握が困難であり、治療においても小児専門の設備やスタッフの配置などが必要とされていますが、大人のICU（集中治療室）や小児科の一般病床が使用されているのが現状です。このため、小児の救急治療を専門に行うPICU（小児集中治療室）の整備を図ることが必要です。

#### 【幼児教育の充実】

都市化の進行や核家族化、地域や血縁のつながりの希薄化など社会が変化している中で、幼児については、基本的な生活習慣や態度が身につけていない、他者とのかわりが苦手である、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下している、小学校に上がってもうまく適応できないなどの課題が指摘されています。

県では、幼児教育の学識経験者等で構成する協議会や各市町村教育委員会の実務担当者で構成する連絡会議等を開催するとともに、幼稚園教員や保育士に対する様々な研修事業等を実施しており、今後も幼稚園・保育所と家庭での生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実が必要です。

#### 【学校教育の充実】

政治・経済・文化を始め社会のあらゆる活動の基盤として、新しい知識・情報・技術が極めて重要になっています。こうした社会では、課題を見出し解決する力、知識・技能の生涯にわたる学習、他人や社会、自然環境とともに生きることなど、変化に対応するための能力が求められており、次代を担う子どもに必要な能力は、確かな学力、豊かな人間性、そして健康・体力のバランスのとれた「生きる力」と言われています。

新しい学習指導要領においては、「生きる力」を育むという理念に基づいて、基本的な生活習慣や社会生活を送る上で必要な規範意識を育成する「道徳教育の改善・充実」が求められています。また、子どもの社会性や豊かな人間性を育む、発達段階に

応じた「体験活動の充実」などが必要です。

## ＜県の主要な取組＞

- 出産後の子育てを視野に入れた妊娠期からの支援の充実を図るとともに、乳幼児健康診査の機会を子育て支援の場（育児上の心配・不安などの相談、親同士の交流等）として機能を強化するなど市町村の母子保健サービスの充実を支援します。
- 小児救急に対応するため、PICUの整備（1か所以上）を促進します。
- 家庭・地域・学校と関係機関が連携して子どもの睡眠、食事、手洗い、歯磨きなどの基本的な生活習慣づくりのための健康教育を推進します。
- 幼児教育の諸問題について研究協議する愛知県幼児教育研究協議会等の成果（「子どもや社会の変化に対応した教育課程・保育課程－伝え合う力と規範意識の芽生えを培う体験を重視して－」、「協同的な活動を通して幼児期の『遊び・学び・育ち』を考える」、「幼児期における心の教育－『命』を感じる教育を考える－」など）の市町村等への普及を図ります。
- 幼稚園教員に対する研修を行い、幼児教育に係る様々な知識・技術に加え、子育ての支援や特別支援教育などに対応できるような専門性や実践力の向上を図ります。
- 保育士に対する研修を実施し、保育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や障害児保育などの多様な保育ニーズに対応できるよう専門性や実践力の向上を図ります。
- 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、保育者・教員・保護者等の交流活動や合同研修、カリキュラムの検討などを進めるとともに、すべての小学校が幼稚園・保育所と連携できるようにします。
- 学校教育において特別非常勤講師や社会人講師などの外部人材を活用した専門分野の講義や実技指導などを実施し、児童生徒の主体的・意欲的な学習の展開を図ります。
- 家庭・地域・学校が連携し、人権、環境、地域貢献など子どもの道徳観や社会性を育成します。また、体験活動について、活動の機会の増加を図るなど学校と地域が連携協力しながら一層充実します。
- 食育を通じて生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育ていけるよう、学校における食育推進体制の整備を図ります。また、栄養教諭が中核となって、

家庭・地域・学校の連携のもと食に関する指導を充実し、子どもたちに正しい知識と適切な判断力を身に付けさせます。

- 地域の生産者や食育推進ボランティアとの連携により、農業体験の充実や給食献立への地場産物・郷土料理の活用などを進め、子どもたちに食への関心を持たせ、食に感謝する気持ちを育みます。

### (3) ひとり親家庭への支援

#### <課題と方向性>

##### 【ひとり親家庭への支援】

厚生労働省の調査によれば、わが国全体の相対的貧困率<sup>1</sup>（平成 19 年度（2007 年度））が 15.7%、17 歳以下の子どもの貧困率が 14.2%であるのに対し、ひとり親世帯の相対的貧困率は 54.3%と半数を超える状況にあり、経済協力開発機構（OECD）加盟 30 か国中、最も高くなっており、ひとり親家庭への支援の充実が求められています。

##### 【就業支援の充実】

ひとり親家庭の8割以上は就業していますが、そのうち約半数が非正規雇用となっており、安心して生活できる収入が得られにくい状況にあります。一方、求職活動をしながらも、勤務時間、資格等の求人条件が合わず、就職につながらない家庭や様々な理由により就職活動に踏み出せない家庭もあります。そのため、県と市が連携を図りながら個々の生活実態や地域の実情に応じた就業支援を引き続き進めていくことが何よりも重要です。

##### 【相談体制の充実】

ひとり親家庭は、生計の担い手と子育てという二重の役割を一人で担うことになるため、その負担が大きくなり、生活が不安定になりやすい状況にあります。そのため、ひとり親が抱えている住宅、子育て、日常生活全般にわたる様々な問題に対し適切な支援が行えるよう各関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ることが必要です。

##### 【子どもの健全な成長のための支援】

経済的な問題を抱えるひとり親家庭の子どもが大学進学を断念したり、高校を中退するといった状況に陥ったりしないよう、将来の自立に向けた教育の機会を確保するための支援を行うことが必要です。

また、ひとり親家庭に育つ子どもたちの多くは、親を失うという喪失体験を有しており、精神的なきめ細かな支援も必要な場合があります。子どもの健全な成長が実現されるよう、子どもの家庭状況に応じた適切な支援を実施していくことが必要です。

##### 【父子家庭への支援の拡充】

ひとり親家庭の支援にあっては、子育てや生活の支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援を柱に事業を推進していきませんが、父子家庭にあっては、施策の情報が不足していたり、一部の施策において支援の対象となっていないものがあり十分な体制

---

<sup>1</sup>相対的貧困率：所得中央値（真ん中の順位の人所得）の 50%以下の所得しか得ていない者の割合。

となっていません。今後、父子家庭にあっても母子家庭同様の支援が受けられるような体制の整備を図っていくことが必要です。

◆ ひとり親家庭の推移（愛知県）（表6）

資料 「国勢調査」（総務省）

|     |      | 平成 12 年   | 平成 17 年   | 増加率（対 12 年） |
|-----|------|-----------|-----------|-------------|
| 世帯数 | 母子世帯 | 31,165 世帯 | 38,784 世帯 | 24.4%       |
|     | 父子世帯 | 4,869 世帯  | 5,087 世帯  | 4.5%        |

＜県の主要な取組＞

- ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口となる母子自立支援員及び就業についての助言・指導を行う就業相談員を県福祉事務所等に配置し、自立に必要な情報提供や指導を行います。また、父子家庭に対する相談支援にも適切に対応できるよう母子自立支援員等の資質向上に努めます。
- 母子家庭等就業支援センターにおいて、雇用企業の開拓、就業支援講習会、就業情報提供等を実施します。また、身近な市において就業支援が受けられるよう、各市における就業支援講習会等就業支援施策の実施について支援します。さらに、県指定の職業能力開発講座の受講や看護師、介護福祉士等就職に有利な資格の取得を支援するため、母子家庭の母親に自立支援給付金を支給します。
- ひとり親家庭等に対し、必要な家事援助や保育サービスを行う家庭生活支援員を市町村が派遣する事業を支援するとともに、県営住宅への優先入居など、日常生活への支援を行います。さらに、児童扶養手当や遺児手当の支給、母子家庭等に対して修学資金を始めとする母子寡婦福祉資金の貸付を行います。
- 父子家庭に対し必要な各種自立支援施策の情報提供を行い、その活用を促すとともに、父子家庭が対象となっていない施策に対して母子家庭と同様の支援が受けられるよう国に要望していきます。

## **(4) 児童虐待防止対策、DV対策**

### **① 児童虐待防止対策**

#### **<課題と方向性>**

##### **【発生予防、早期発見・早期対応】**

世帯の小規模化や地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域における「子どもの養育力」が低下しており、こうした状況の中、経済的負担の増加や地域社会からの孤立等、家庭が不安定になる要因が重なることで、児童虐待のリスクも高くなります。

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のためには、市町村における母子保健活動や児童相談体制の充実とともに、児童相談センター、保健・医療機関、警察、保育所・幼稚園・学校、民生委員・児童委員等、地域の関係者が情報を共有し、連携して支援の必要な家庭に対応することが必要です。また、地域の身近な人々の協力が欠かせないことから、児童虐待への関心を高めるために、児童虐待防止に向けた継続的な広報・啓発など、社会全体で児童虐待を予防する体制づくりを進めていくことが大切です。

##### **【児童相談センターの機能強化】**

児童相談センターが児童虐待対応の中心的機関として十分機能するためには、職員の質・量の充実を図るほか、専門機能の強化に努めていくことが必要です。また、児童相談センターが、市町村の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の適切な運営を支援することにより、地域における児童相談体制の強化を図っていくことも必要です。

なお、子育て支援から要保護児童対策まで一貫した児童福祉施策を実施できるよう、中核市が児童相談所を設置することについても働きかけていく必要があります。

##### **【子どもの安全・安心】**

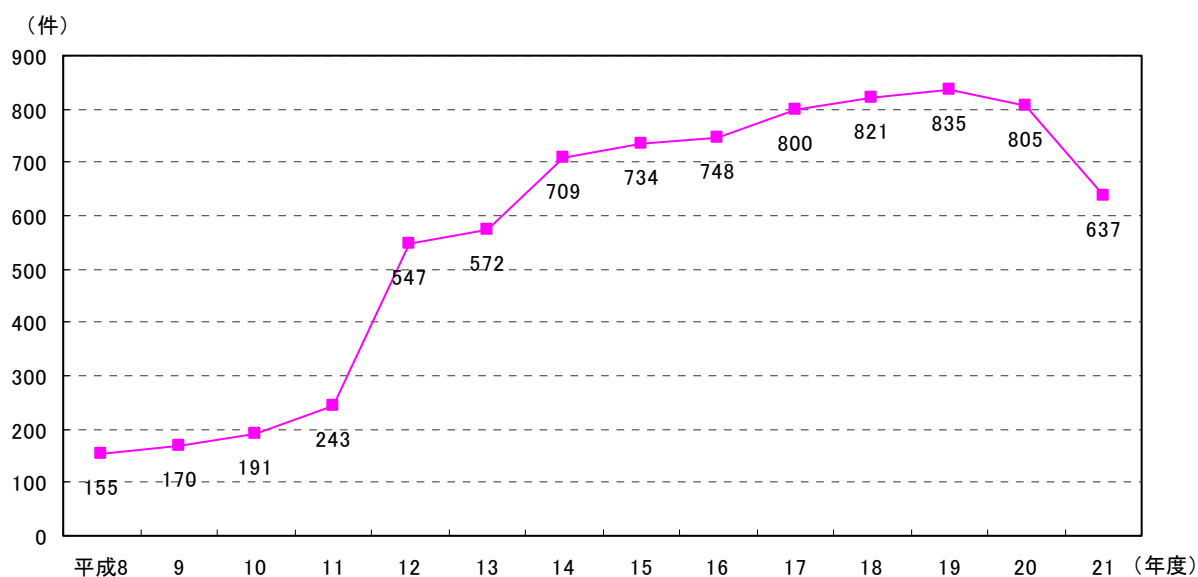
発生した児童虐待に対しては、速やかに子どもの安全確認を行い、必要に応じてその安全を確保することが必要となります。保護した子どもの安全と安心を保障するためには、一時保護所や児童養護施設等の環境整備や、施設機能の強化、施設職員の資質向上などケアの質の向上を図ることが大切です。また、温かい家庭的な雰囲気の中で養育することができる里親制度の拡充を図っていくことも必要です。

##### **【家族の再統合】**

児童虐待への対応では、子どもの安全を確保するために親子分離を行うことがあります。分離保護は最終目的ではなく、虐待を行っている保護者等に対し、養育機能の再生・強化への支援を行い、子どもにとって安全で安心できる良好で家庭的な環境を築き家族の再統合を図ることが必要です。



◆ 児童相談センターにおける虐待相談対応件数（愛知県（名古屋市除く））（図 21）



資料 「児童相談センター業務概要」（愛知県健康福祉部）

### <県の主要な取組>

- 母子健康手帳の交付や訪問等の活動を通じて、また、保健、医療、福祉等関係機関の連携の促進により、養育支援を必要とする家庭の情報を早期に把握するとともに、適切なサービスの提供が行われるよう市町村を支援します。
- 児童相談センター職員の確保とスキルアップや児童虐待対応の弁護士、精神科医師、法医学専門医師等の配置による専門機能の強化、警察や医療機関、市町村教育委員会等の地域の関係機関との連携強化を図り、児童相談センターの機能を充実していきます。
- 児童相談の第一義的相談窓口となる市町村の機能を強化していくため、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に指導・助言を行い、地域における関係機関の連携強化を支援します。
- 一時保護所を含め、児童養護施設等子どもを適切に保護するための施設の量的な確保を図るとともに、施設機能強化検討会議の開催や基幹的職員研修等により施設等の専門的機能の強化を図ります。
- きめ細やかなケアが行えるよう、施設の小規模化や里親への委託、小規模住居型児童養育事業（里親ファミリーホーム）の実施等により、家庭的な養護を推進していきます。

- 親子が安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れられるようになる家族再統合に向けて、家庭復帰支援プログラムやカウンセリング等を通して家族に対する支援を強化していきます。

## ② ドメスティック・バイオレンス（DV）対策

### <課題と方向性>

#### 【相談支援体制の充実】

DVの被害者には、住宅の確保、就業、子どもの保育や教育、加害者への対応など生活全般にわたる支援が必要です。そのためには、県及び市町村の相談窓口を中心に、民間団体も含む多様な関係機関の連携強化によるワンストップサービスの構築や、相談の質の向上を目指した、支援に携わる職員への研修の実施などにより、被害者支援体制の充実を図ることが重要です。

特に市町村は、被害者に最も身近な行政主体として、DV相談窓口の設置、緊急時の避難場所の提供、自立に向けた継続的な支援について積極的な取組が求められています。

#### 【一時保護機能の充実】

一時保護される被害者は、生活の困窮、人間関係の悩み、危害を受けるおそれ等の要因により精神的に不安定な状態になっている場合が多いため、一時保護施設では、安心・安全を確保した上で、今後の生活等についてじっくりと考える環境を整える必要があります。被害者の状況に合わせた環境を提供するために、一時保護機能の充実や、民間支援団体が運営するシェルターの積極的な利用について検討する必要があります。

#### 【若年層に対する啓発の推進】

各種啓発活動により、DVは犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識が社会に浸透し、相談及び保護件数も増加傾向にあります。DVは家庭内において行われるため潜在化しやすく、また加害者に罪の意識が薄いという傾向があるため、引き続き官民が連携した広報啓発を推進していくことが必要です。

特に将来のDV被害者、加害者が生まれないために、デートDVの防止を始めとする若年者への予防啓発をより一層推進する必要があります。

#### 【加害者に対する取組の推進】

加害者になりそうな人を本当の加害者にさせないため、あるいは加害者になってしまった人がさらなる暴力を振るわないための加害者更正プログラムについての調査研究を進める必要があります。また、加害者に対する処罰、矯正処遇、保護観察処遇等の実施について、国へ要望していく必要があります。

## ＜県の主要な取組＞

- DV を容認しない社会の実現に向け、県と市町村が協力して DV 対策に取り組んでいくために、市町村における DV 基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置の促進を支援していきます。
- 女性相談センターの相談部門を同様の女性相談事業を行うウィルあいちに移転、統合し、支援ネットワークの強化、精神的な安定を図るカウンセリング等の相談体制の充実、市町村に対するスーパーバイズ及び困難事例のコーディネートが行えるような支援体制の充実を図ります。
- DV 被害者支援を行っている民間団体の実態把握を実施するとともに、女性相談センターを中心とした事例検討や連絡会等を通じた支援、連携の仕組みを構築します。また、民間団体が行っている活動に対して、必要に応じて財政的支援等について検討していきます。
- DV についての理解を深めるため、市町村や専門学校・大学等様々な団体で行われる研修会、集会などへの講師派遣や、ホームページでの情報発信により、DV に関する啓発を一層進めます。特に若年者に対して、デート DV の予防啓発を推進します。
- 加害者への対応について、国の情報を収集し、加害者更正のための効果的な施策について研究していきます。また、加害者とならないための予防について研究していきます。

### (5) 障害のある子どもへの支援

(障害のある子どもやその家族についても、障害のあることが大きな不安や負担とならないよう必要な配慮を行い、子どもの育ちと子育てを支えていくことが必要ですが、障害のある子どもへの支援に関する「課題と方向性」、「県の主要な取組」については、「Ⅲ 障害のある人が安心して暮らせる地域社会へ」の「2. 障害の早期発見と療育支援」で記載しています。)

## 4. 地域・社会の子育て力のアップ

---

### <課題と方向性>

#### 【子ども会・NPO との協働促進】

地域における子どもや子育て家庭を支える活動は、これまで行政や子ども会などが連携して行ってきました。子ども会は地域での活動を担う団体の一つとして、子どもと地域の人々との交流活動や環境づくりを進めるなど、大きな役割を果たしてきていますが、その活動を再度見直し、活性化していく必要があります。

さらに近年は、子育て家庭の求めるニーズを日常的に把握でき、柔軟に対応できるNPOの活動も各地で展開されてきており、行政と協働することにより、お互いのメリットを生かし、より効果的な事業を展開していくことが期待されます。

#### 【NPO などへの支援】

県では、防犯や交通安全など子どもの安全を守る活動、子育て支援の活動やネットワークの構築に向けた取組、またNPOの活動状況に関する情報提供などをNPOやボランティアとともに進めてきていますが、こうした取組を充実するとともに、地域で活躍するNPOの支援や活動への参加者をさらに増やしていく必要があります。

#### 【県民・企業が一体となって応援する機運の醸成】

子育て中の親の孤立感や負担感が指摘されていることから、社会全体で子育て家庭を支える環境づくりが求められています。子育て支援の取組を進めるためには、働き方の見直しなど企業の協力は不可欠であり、官民一体となって取り組んでいくことが必要です。

本県では、平成19年（2007年）3月に制定した愛知県少子化対策推進条例に基づき、県のみならず県民や事業者と一体となって少子化対策を推進しています。平成19年（2007年）11月には、知事を会長とし、経済団体や労働団体、行政機関、子育て関係団体の代表者で構成する「愛知県少子化対策推進会議」で「あいち子育て応援宣言」を採択しました。また、平成21年（2009年）3月19日から、「子育て応援の日（はぐみんデー）」を県民運動として実施しています。

今後、地域の商店街などの協力も得て、子育て家庭を社会全体で応援する取組の一層の充実強化を図ることも必要です。

### <県の主要な取組>

- 防犯ボランティアによる通学路や公園における子どもの安全を守る取組を促進します。また、防犯パトロール隊等によるパトロール活動を促進します。

- スクールガード活動推進員に対する研修などスクールガード活動の取組を支援するとともに、子どもの安全を脅かす事件等の情報を迅速かつ広域的に提供できる連絡体制の強化を図ります。
- 中間支援 NPO と連携しながら、地域の NPO の立ち上げや活動支援、NPO 職員の人材養成、子育て支援 NPO のネットワーク化のための基盤整備を図ります。
- 子育て支援に関する県、市町村及び NPO の情報をインターネットで発信します。
- 妊婦や子育て家庭が市町村の指定する施設に登録することにより、個人あての切れ目ない情報提供が受けられる「子育て情報・支援ネットワーク」を市町村や NPO 等との協働により推進していきます。
- 年齢の違う子どもが地域において様々な交流活動を行う子ども会の指導者の育成や母親クラブの活動費を助成する市町村を支援し、その活性化に努めます。
- 愛知県少子化対策推進会議を基盤として、官民一体となった全県的な少子化対策を推進します。
- 子育てを応援する県民運動について、市町村や経済団体等関係団体と連携しながら「子育て応援の日（はぐみんデー）」の広報啓発活動を強化・活発化させ、社会全体の子育て支援の機運を高めます。
- 市町村と協働し、子育て家庭に配布した「はぐみんカード」の提示により協賛店舗等で様々な優待が受けられる「子育て家庭優待事業」を全市町村で実施し協賛店舗を増やします。  
 また、平成 21 年（2009 年）4 月から、はぐみんカードが岐阜県及び三重県の協賛店舗で利用できるとともに、岐阜県や三重県のカードも本県の協賛店舗での利用ができるようになりましたが、こうした広域利用のさらなる拡大を図ります。
- 「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」を基盤として、仕事と生活の調和に向けた働き方の見直しについて、官民一体となった取組を一層推進します。

### 《あいち子育て応援宣言（平成19年11月6日）》

愛知県少子化対策推進会議は、条例の制定趣旨に則り、下記の取組を推進することを、ここに宣言します。

#### 記

- 若者が安定した職業に就き、子どもを生み育てることができるよう応援します。
- 男性も女性も子育てに参加できるよう、仕事と生活の調和を推進します。
- 子どもの健やかな成長と子育てを支えあえるよう、地域の子育て力を高めます。
- 安心して子育てができる、安全な生活環境づくりを推進します。

この取組に当たっては、結婚・出産・家庭・子育てに対する個人の考え方を尊重します。

#### ＜愛知県少子化対策推進会議 構成員＞

厚生労働省愛知労働局長、名古屋市長、愛知州市長会会長、愛知県町村会会長、名古屋商工会議所会頭（愛知県商工会議所連合会会長）、社団法人中部経済連合会会長、愛知県経営者協会会長、愛知県商工会連合会会長、愛知県中小企業団体中央会会長、日本労働組合総連合会愛知県連合会会長、社団法人愛知県医師会会長、愛知県母子保健運営協議会会長、社団法人愛知県私立幼稚園連盟会長、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長（愛知県子ども会連絡協議会会長）、愛知県地域活動連絡協議会会長、愛知県小中学校長会会長、愛知県小中学校 PTA 連絡協議会会長、特定非営利活動法人あいち・子ども NPO センター代表理事、愛知県知事

### 《子育て応援の日（はぐみんデー）》

子育て家庭で、職場で、地域で、県民一人ひとりが  
子育てを支えていく取組を積極的に実施



- 実施日 毎月19日  
毎年11月は普及推進強化月間
- 開始日 平成21年3月19日
- 取組の具体例

- |       |  |
|-------|--|
| 子育て家庭 | ・早く帰宅し、積極的に家事・育児に参加しましょう。<br>・親子とも早めに家に帰り、親子の会話を楽しみましょう。                           |
| 職 場   | ・子育て中の職員の帰宅が遅くならないよう上司、同僚が声かけするなど、子育て家庭にやさしい職場づくりに努めましょう。                          |
| 地 域   | ・妊婦さんや乳幼児連れの方を見かけたら、温かい言葉をかけたり、ベビーカーや荷物の持ち運びを手伝いましょう。<br>・隣近所の子どもや親子連れにあいさつをしましょう。 |